

# 「日本のひなた宮崎県」首都圏プロモーション業務委託企画提案競技実施要領

## 1 目的

この要領は、東京オリパラ開催を5か月後に控えた首都圏において、訪日外国人をはじめとする観光客の増加が見込まれることから、食やスポーツ、観光といった本県の様々な魅力を、本県の統一的なキャッチフレーズ「日本のひなた宮崎県」のもと、首都圏における情報発信拠点である「新宿みやざき館KONNE」や、新宿みやざき館KONNEが立地する「新宿サザンテラス」を活用して効果的に発信することにより、一層の本県への誘客促進や県産品需要喚起・消費拡大を図ることについて、企画提案を募り、企画提案競技に参加した業者から本業務を実施する候補者を選定することに関し必要な事項を定める。

## 2 企画提案及び契約の手順

企画提案競技参加資格を有する事業者（共同企業体での参加を含む。）から、公募により本業務に関する企画提案を受け、県において内容の審査を行った上、総合的に最も優れた内容であると認めたものと随意契約を締結する。

## 3 委託業務の概要

### (1) 業務名

「日本のひなた宮崎県」首都圏プロモーション業務

### (2) 業務内容

「日本のひなた宮崎県」首都圏プロモーション業務委託仕様書」による。

## 4 企画提案競技参加資格

次の(1)または(2)に該当し、かつ(3)～(7)のいずれにも該当する者とする。

- (1) 宮崎県競争入札参加資格者名簿に登録された、営業種目が「広告・宣伝」の者、またはこの委託業務と同種、同規模以上の業務の実績を有する者。
- (2) 共同企業体の場合は、以下の要件を満たすこと。
  - ア 共同企業体を構成する全ての事業者が、(1)の要件を満たすこと。
  - イ 共同企業体を構成する事業者が単独又は別の共同企業体の構成員として、参加することはできない。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立がなされていない者とみなす。
- (5) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第2号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (7) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く）に未納がないこと。

## 5 委託経費

14,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

- ※ この金額は契約時の予定価格を示すものではない。
- ※ 履行までに要する全ての経費を含む。
- ※ 委託料の支払いは、委託業務完了後とする。

## 6 委託期間

契約締結日から令和2年3月31日まで

## 7 日程

(1) 実施公告	令和元年11月27日（水）
(2) 説明会参加申込期限	令和元年12月 2日（月）
(3) 説明会	令和元年12月 3日（火）午後4時から
(4) 企画提案競技参加申込期限	令和元年12月 5日（木）午後5時まで
(5) 質問書受付期限	令和元年12月 6日（金）午後5時まで
(6) 企画提案書等提出期限	令和元年12月12日（木）正午まで
(7) プレゼンテーション	令和元年12月16日（月）午前10時から
(8) 選定結果通知	令和元年12月18日（水）

## 8 事務を担当する部局

〒880-8501

宮崎市橋通東2-10-1

宮崎県商工観光労働部 観光経済交流局

オールみやざき営業課 ひなたプロモーション担当

電話 0985-26-7591 FAX 0985-26-7327

E-mail allmiyazaki@pref.miyazaki.lg.jp

## 9 事前説明会

下記の日程により事前説明会を実施するので、本企画提案競技に参加する者は、原則、事前説明会に参加すること。事前説明会に参加できない者には、個別に対応する。

- (1) 日程 令和元年12月3日（火）午後4時から
- (2) 場所 県庁8号館4階 第一会議室
- (3) その他
  - ・参加者数は各社2名以内とする。
  - ・説明会への参加の有無は、企画提案競技の参加資格とは一切関係なく、審査にも影響しない。
  - ・事前説明会への参加を希望する者は、12月2日（月）までに本要領8の担当に電話連絡を行うこと。

## 10 企画提案競技への参加申込

本企画提案競技に参加を希望する者は、「企画提案競技参加申込書」（様式第1号）を提出すること。

- (1) 提出場所 本要領8の場所
- (2) 提出期限 令和元年12月5日（木）午後5時まで
- (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。なお送付の場合であっても、12月5日（木）午後5時必着とする。）
- (4) 提出書類
  - ① 企画提案競技参加申込書（様式第1号）
  - ② （共同企業体を構成する場合）共同企業体協定書（様式第2号）
  - ③ 使用印鑑届出書（様式第3号）
  - ④ （代理人を選定した場合）委任状（様式第4号）

## 11 質問及び回答

- (1) 提出方法 持参、郵便、電子メールまたはFAXとする。ただし、持参または書留郵便以外の場合は、電話にて県に到着の確認をすること。また、質問には様式第5号を用いること。
- (2) 提出場所 本要領8の場所
- (3) 提出期限 令和元年12月6日（金）午後5時まで
- (4) 回答期限 質問者に対して質問受付日より原則3開庁日以内に回答するものとする。ただし、仕様書等の変更に係る回答については、企画提案競技参加者全員に回答する。

## 12 企画書等提出

### (1) 提出書類

下記①から⑥を1セットとし、これを企画書と呼ぶ。

- ① 企画提案競技申請書（様式第6号）
- ② 会社概要（様式第7号）
- ③ 企画提案書
- ④ 見積書及び見積明細書
  - ア 委託業務の積算内容が分かるように記載すること。
  - イ 宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とする。
- ⑤ 業務実績（既存のもの及び過去5年以内の地方公共団体との契約実績）
- ⑥ 納税証明書（県税に未納がないことの証明）

### (2) 企画書の提出方法

- ① 提出場所 本要領8の場所
- ② 提出期限 令和元年12月12日（木）正午まで
- ③ 提出方法 持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。なお送付の場合であっても12月12日（木）正午必着とする。）

### (3) 作成にあつての留意点

- ① 応募する企画書は1案に限る。
- ② 企画書のうち、企画提案競技申請書（様式第6号）を1部（押印すること。）、会社概要（様式第7号）、企画提案書、見積書及び見積明細書、業務実績（過去5年以内の地方公共団体との契約実績）を7部提出すること。なお、散逸しないように、1部ごとにまとめて提出すること。また、パンフレット等の添付資料がある場合は、別綴りとする。
- ③ 提出後における企画書の再提出、差替えは一切認めない。
- ④ 企画提案書は次のとおりとする。
  - ・原則としてA4判で作成し、文字は10.5ポイント以上、上下左右に20mm以上の余白を設定すること。（A3判の使用はやむを得ない場合のみに限ることとし、その場合は片面、横折込とする。）
  - ・両面印刷とする。（用紙が縦の場合は左右開き、横の場合は上下開きとする。）ただし、構成上必要な部分においては片面でも良い。
  - ・表紙・目次（添付書類一覧表を含む）を付け、ページ下にページ番号をふる。
  - ・提案内容は、考え方や実現方法等について、表や図等も活用しながらわかりやすく、かつ簡潔・明瞭に記載すること。
  - ・「日本のひなた宮崎県」首都圏プロモーション業務審査基準書の各項目の順番に従って作成すること。
  - ・本業務を実施するに当たり、県職員に求める作業及び資料等についても記載すること。
  - ・仕様書に記載されていない追加提案は、そのことが分かるようにするとともに、わかりやすく記載すること。
- ⑤ 応募された企画提案の著作権は、その応募者に帰属する。

なお、企画提案者の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- ⑥ 納税証明書（県税に未納がないことの証明）を1部提出すること。なお、納税証明書は、企画書提出前3ヶ月以内に発行されたものであること。

## 13 審査

書類審査及びプレゼンテーションによる企画提案競技方式とし、提出された企画書について次のとおり審査を行い、最も優れた提案を選定する。

なお、企画書並びにプレゼンテーションの審査は、県職員等で構成する審査委員会で行う。

- (1) 日程 令和元年12月16日（月）午後10時から
- (2) 場所 県庁8号館4階 第一会議室
- (3) 審査(プレゼンテーション)の方法

企画書等をもとにプレゼンテーションを実施し、最も優れた提案を選定する。

- ① 各提案者のプレゼンテーション時間は40分程度とし、提案者の説明25分、質疑応答15分とする。

- ② 原則としてプレゼンテーションの順番は企画書の受付順とする。
- ③ プレゼンテーションは企画書及び審査基準書をもとに行うこととし、特に県が重要と判断する事項及び提案者がアピールしたい独自提案についてデモンストレーションを行うこと。
- ④ 審査会場への入場者は原則1提案者当たり3名以内とし、主たる説明者を1名、それを補佐する者を2名以内とし、主たる説明者は当該プロモーション業務の責任者又はそれに準ずる者とする。
- ⑤ 県ではプロジェクター及びスクリーンを各1台準備する。各提案者は、必要に応じてパソコンや追加のプロジェクター、スクリーン、インターネット回線等を準備すること。
- ⑥ 審査基準は「日本のひなた宮崎県」首都圏プロモーション業務審査基準書による。
- ⑦ 全プレゼンテーションの終了後、審査委員会において、提出された企画書と審査員による審査結果を総合的に判断し、本業務の候補者を決定する。

#### 14 契約の締結等

- (1) 決定した候補者と協議の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定（性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）により、予算の範囲内で随意契約を行う。その際、企画提案の内容は、協議のうえ変更する場合がある。
- (2) 決定した候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。
- (3) プロモーション業務を担当する責任者等が業務を担当できなくなった場合、契約を締結しない場合がある。

#### 15 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

#### 16 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合、その企画提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者、または候補者決定までに上記4の参加資格を満たさなくなった者
- (2) 企画書に虚偽の記載をした者
- (3) 企画書が「「日本のひなた宮崎県」首都圏プロモーション業務委託仕様書」に適合しない場合、及び本要領に記載する留意事項に適合しない場合
- (4) 2件以上の企画提案をした者
- (5) 所定の日時及び場所に企画書を提出しなかった者
- (6) 2人以上の代理人をした者
- (7) 見積書の金額、氏名、印影、重要な文字の誤脱した、又は不明な提案をした者
- (8) その他無効とするに足る事実が明らかになった場合

## 17 その他

- (1) 本業務の企画提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 本企画提案競技の参加により、県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (3) 見積額については県と候補者で協議の上、協議が整った場合に再度見積書の提出を求める。
- (4) 提出された資料は返還しない。